

2016年2月コード委員会(報告書)で提示されたコード改正案のポイント

2016年9月のコード委員会に向け、加盟国に意見照会されたコード改正案、報告書及び作業計画(2016年7月29日OIEへの提出締切り)

章	名称(英語)	名称(仮訳)	参照付属書No. (ファイル名 FA_TAHS_C_Feb_2 016_Part_B)の Annex No.)	改正案ポイント
1	- Glossary	用語集 (新規:「OIE基準(standard)」 「OIEガイドライン(guideline)」) (修正: Zone/Region, Infected zone, Free zone, Containment zone and Protection zone)	23	<p>○(OIE基準とOIEガイドラインについて)コード委員会は、「勧告(recommendation)」という用語はOIE基準とOIEガイドラインのいずれにも含まれる一方、「OIE基準」は、総会で採択する手続きを要することが「OIEガイドライン」と異なる点であることに言及。なお、「勧告」はオックスフォード英語辞典の定義が適用される。(一般的な言葉であり、OIEでは特に定義をしていない。)</p> <p>○加盟国及び他の専門委員会からのコメントに基づき、「OIE基準」の改正案にあった「一貫して用いられるべき(should be used consistently)」との表現を削除</p> <p>○コード委員会は、基準及びガイドラインの改正案がOIE総会において採択されれば、コード全体の当該用語の使われ方を見直すこととした。</p> <p>○科学委及びラボ委と議論し、「地域(zone)」に関する定義の表現を見直し。</p>
2	- Convention for naming diseases in the Code	疾病の名称について	—	<p>○加盟国からのコメントを受け、コード委員会は疾病の名称を「(病原体名)+感染症」(“infection with [pathogenic agent]”)とすることとした。今後、新規章と既存章の改正時に順次変更していく。</p> <p>○通俗疾病名がある場合、コード委員会はタイトルに括弧書きで記入するかどうかを決定する。</p> <p>○公式ステータスの名称においては、同様に「(病原体名)+感染症清浄(国/地域)」(“free from infection with [pathogenic agent]”)とするが、通俗疾病名で記入する場合は「通俗名+清浄(国/地域)」とする(例:口蹄疫清浄国(free from foot and mouth disease))。</p> <p>○コードとマニュアルで用いられる疾病名が適切に調和するようラボ委と議論を継続する。</p>
3	1.4 Animal health surveillance	動物衛生サーベイランス	24	○本章の各条項及び他の章との平仄合わせ、表現の向上等の修辞上の修正。
4	4.3 Zoning and compartmentalisation	ゾーニング及びコンパートメンタリゼーション	25	○用語集のzone/region, infected zone, free zone, containment zone, and protection zoneの修正に伴い見直し、全体の構成を変更。
5	5.3 OIE procedures relevant to the Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures of the World Trade Organization	WTOのSPS協定に関するOIEの手続き	26	○用語集の変更に伴う修正、他の章との平仄合わせ、表現の向上等の修辞上の修正。
6	新規章 2.X Criteria for assessing the safety of commodities	物品の安全性評価の基準	27	<p>○本章が採択されれば、コードの第2節(リスク分析)に置く。</p> <p>○加盟国からの意見に同意し、本章で用いる「安全(safety)」には動物衛生のみならずヒトの健康にも適用されることを追加。</p> <p>○本章の目的は、物品の安全性を評価することに限られるため、汚染を避けるための予防措置の項目を追加すべきとの加盟国からの提案は却下。</p> <p>○「量」を「ドーズ」と修正するなど、用語の適正化</p>

7	新規章 6.X	Prevention and control of Salmonella in commercial cattle production systems	商業利用牛生産システムにおけるサルモネラの予防と管理	28、30	【経緯及び構成(改正の詳細は資料6参照)】 ○コーデックス食品規格委員会が、牛肉及び豚肉中のサルモネラの管理に関するガイドラインの作成を進めていることを受けて、OIEは、農場段階における牛肉及び豚肉それぞれのサルモネラ管理のコード作成を新規に開始。 ○コード作成の目的は、食品を媒介とする人の病気のリスク及び牛(又は豚)との接触による人の感染を低減させること。 ○両コード案は、概ね同じ記載となっているが、野外で飼育されることが普通の肉牛と、畜舎内で飼育されることが一般的な豚のそれぞれの特性に配慮した相違が一部見られる構成となっている。
8	新規章 6.Y	Prevention and control of Salmonella in commercial pig production system	商業利用豚生産システムにおけるサルモネラの予防と管理	29、31	○動物生産食品安全作業部会が、自発的作業として本章の大々的な改正作業に着手。 ○現行コードでは、獣医サービスの役割を段階毎(農場段階、食肉検査、国際貿易等)に規定しているが、改正案では、食品チェーン全体にわたる役割として規定。
9	6.1	The role of the Veterinary Services in food safety	食品安全における獣医組織の役割	32	○家きんの水槽を使用した電氣的失神法(スタンニング法)についての改正案。なお、当該方法は、日本では行われていない。
10	7.5.7条の 3	Slaughter of animals (Stunning methods)	動物のと畜(スタンニング法)	33	○(本章の対象動物に'under study'として提案していた新世界ラクダ(ラマ、アルパカ等)について、)アドホックグループ報告書及び科学委員会との協議を踏まえ、新世界ラクダを感受性動物としてリストに含めるには情報が不十分であると結論づけ、削除。新世界ラクダの感染による影響を再評価することとなった。 ○アフリカ水牛(<i>Syncerus caffer</i>)等の本コードのリストにない感受性動物種での感染が確認されても、歴史的清浄性の評価の際には影響はないものとする。 ○第8.X.4条(牛類の清浄国・地域の要件)の記述が規範的すぎるとの加盟国からの意見に対し、コード委は「少なくとも3年間、全ての群に一般的な検査を実施」というのは加盟国の獣医当局によって決定されることになる」と指摘。なお、3年間、毎年全ての牛群を検査しなければならないわけではなく、全ての牛群が第8.X.6条(清浄群の要件)を満たさなければならないわけでもない。 ○清浄群の清浄性ステータスの維持の要件に、野生動物のレゼルボアが存在する場合の基準を追加。 ○繁殖又は育成用の牛又は鹿の輸入に際し、隔離期間を搬出前90日から6ヶ月に変更 ○繁殖又は育成用のヤギの輸入について、牛及び鹿と同等の検査を実施。 ○精液の輸入について、生体と同等のリスク管理措置を実施。 ○輸入する受精卵に使用する精液についても、輸入する精液と同等のリスク管理措置を実施。
11	新規章 8.X	Infection with Mycobacterium tuberculosis complex	結核菌群感染症	35	○アドホックグループ及び科学委が作成した原案を見直すとともに、古くなっていた現行コードを最近採択されたコードに合わせて構成を変更。 ○現行コードからの主な変更点は以下のとおり。 ・感染の定義を追加 ・安全物品リストを追加(骨格筋、ケーシング、ゼラチン・コラーゲン、脂肪、蹄、角) ・清浄国の要件を明確化(ワクチン非接種、臨床サーベイランス実施で3年間未確認)に加え、ウイルス学的及び血清サーベイランスを実施している場合は2年間未確認との要件を追加 ・非清浄国・地域からの生体牛、精液、受精卵等の輸入条件を強化 ・野生牛の輸入条件を削除 ・乳・乳製品の輸入条件を追加 ・サーベイランスの規定を追加
12	11.11	Lumpy skin disease (caused by group III virus, type Neethling)	ランピースキン病	36	○アドホックグループ及び科学委が作成した原案を見直すとともに、古くなっていた現行コードを最近採択されたコードに合わせて構成を変更。 ○現行コードからの主な変更点は以下のとおり。 ・感染の定義を追加 ・安全物品リストを追加(骨格筋、ケーシング、ゼラチン・コラーゲン、脂肪、蹄、角) ・清浄国の要件を明確化(ワクチン非接種、臨床サーベイランス実施で3年間未確認)に加え、ウイルス学的及び血清サーベイランスを実施している場合は2年間未確認との要件を追加 ・非清浄国・地域からの生体牛、精液、受精卵等の輸入条件を強化 ・野生牛の輸入条件を削除 ・乳・乳製品の輸入条件を追加 ・サーベイランスの規定を追加

13	15.1	Infection with African swine fever virus	アフリカ豚コレラウイルス感染症	<p>37</p> <p>○ヒメダニ属のダニがASFVを伝播する唯一の節足動物宿主であることを総則に明記。</p> <p>○総則にあった「加盟国は、輸出国で第15.1.2条が実施されている場合には、野生若しくは野生化豚又はアフリカ野生豚類におけるASFV感染の通報に応じて、家畜又は飼育野生豚の製品の貿易に禁止措置を課すべきではない。」との記述が削除され、「野生若しくは野生化豚又はアフリカ野生豚類動物のAFSV感染が通報されても、本条項の規定を遵守する国からの家畜又は飼育野生豚の製品を、本章の関連する条項に従って安全に貿易することができる。」という記述を第15.1.2条に記載。</p> <p>○第15.1.2条5)にある「適切なサーベイランス」とは、必ずしもアクティブサーベイランスや抗原特異的なサーベイランスのことを意味するものではないため、第15.1.2条5)の要件は歴史的清浄国には適用すべきではないとの加盟国の意見を却下。</p> <p>○加盟国からの意見を受け、歴史的清浄、全ての豚類の清浄、飼養豚の清浄の3つの清浄ステータスを設定。</p> <p>○ASFVの安定性を踏まえ、清浄性ステータスの回復に要する3か月間の開始時点、廃棄後ではなく施設の消毒後を起点とすることに変更。</p> <p>○第15.1.5条の3)として、コンタミネーションを避ける予防措置の規定を追加。</p> <p>○ASF非清浄国・地域からの家畜の生鮮肉の輸入に関する勧告(第15.1.12bis条)において、①サーベイランス要件を強化、②「適切な試料が、殺されたすべての動物から採取され、ASFの検査結果が陰性であること」を削除、③コンタミネーションを避ける予防措置の規定を追加。②の削除理由は、と畜場での検査のみでは、疾病状況が不明の群由来の肉に対して①のサーベイランス要件と同等の保証ができないため。</p> <p>○野生豚の生鮮肉の輸入に関する勧告(第15.1.13条)において、加盟国の懸念及び第15.1.12条と整合性をとるため、野生群の清浄国・地域からの輸入のみの条件とした。(「当該動物が殺された国・地域が、第1.4.6条第1項を満たしていない、又は野生豚の感染がある若しくは感染状況が不明の国・地域と隣接している場合には、すべての殺された動物から適当な試料が採取され、ASFの検査結果が陰性であること」の記述が削除。)</p> <p>○加盟国から、根拠となる科学論文が示されたため、敷料・肥料のASFウイルス不活化条件のタイトルにあった「検討中 (under study)」を削除。</p> <p>○その他、用語集の変更に伴う修正、他の章との平仄合わせ、表現の向上等の修辭上の修正。</p>
----	------	--	-----------------	--

14	新規章 15.X	Infection with porcine reproductive and respiratory syndrome virus	豚繁殖・呼吸障害症候群ウイ	38	<p>○本章の対象を全ての豚とすべきとの加盟国の意見に対し、コード委は、野生豚における本病の有病率は無視できること、野生豚群の中でPRRSウイルスが維持できるとの証拠が存在しないこと、野生豚が本病の疫学的役割を有している証拠がないこととの理由で、家畜豚に限定するとの科学委の意見に同意。野生豚の感染は通常、家畜豚からの感染によるものである。</p> <p>○PRRSVの感染の定義を見直し。なお、本病の最大の原因はPRRSVであるため、ウイルス検出の届け出は効果的なリスク管理に必要である。PRRSV感染症はすべての型のPRRSVを含み、効果的なリスク管理は臨床症状を呈した豚のみに限定することはできない。第15.X.1条の4つの定義はDIVA(ワクチンと野外感染とを見分ける方法)が使えるか否かにかかわらず用いられる。ワクチン接種された群の検査をする際、血清検査の有効性は限定的であり、他のウイルス検出方法が必要。</p> <p>○加盟国からの意見により、(野生豚でPRRSV感染が確認されても加盟国は飼養豚由来の物品の貿易を禁止すべきではないとの)第15.X.1の記述を、野生豚で感染が検出されても飼養豚由来の物品は安全に貿易できるとの記述に変更。</p> <p>○安全物品に関して、コード委は、アドホックグループ及び科学委による科学論文の詳細な評価に基づき、リストされている物品が除されるべき科学的正当性はないこと同意した。同様の根拠によりゼラチンを追加。血液副産物は定義上、肉製品に含まれるため削除。</p> <p>○清浄国・地域・コンパートメントの条件(第15.X.3条)の6)に、不活化ワクチンと改良生ワクチンを区分するための項目を追加。</p> <p>○清浄ステータスの回復の条件(第15.X.4)において、緊急ワクチンの選択肢を削除し、感染群の全ての感受性動物の淘汰を追加。</p> <p>○野生豚は疫学的に重要でなく本章の対象としないため、野生豚の輸入勧告(第15.X.8条)及び野生豚の生鮮肉の輸入勧告(第15.X.13)は削除。</p> <p>○受精卵の輸入勧告を、清浄国由来と非清浄国由来で区分した。PRRSは第4.7章のカテゴリ3疾病であり、受精卵による疾病伝播は無視できるとの暫定的な証拠はあるが、さらなる検証のため経験的なデータが必要とされている。データにより受精卵による伝播が無視できると確認されれば本条は変更又は削除される。生体豚の勧告と同様に血清検査を求める記述を追加。</p> <p>○その他、用語集の変更に伴う修正、他の章との平仄合わせ、表現の向上等の修辭上の修正。</p>
15	-	Future Work Programme for the Terrestrial Animal Health Standards Commission	今後のコード委員会の作業計	39	<p>○加盟国からの要求に応じ、コード委は、クリミアコンゴ出血熱の章を作成するための検討をワークプログラムに追加。</p> <p>○ラクトースを安全物品として追加してほしいとの加盟国からの要求に応じ、コード委は、他の物品と合わせ関連章の見直しの際にラクトースの安全性を分析することとした。</p> <p>○いくつかのサーベイランスの条が繰り返しや冗長となっているため見直してほしいとの加盟国からの要求に応じ、コード委は科学委と協力し、各疾病の章の見直しに合わせて当該条を明確、簡潔になるよう見直しに努める。</p>